

保護者 各位

八潮市子育て福祉部保育課長

「緊急事態宣言」発出に伴う保育施設への登園自粛強化について（依頼）

日頃より、本市の保育行政にご理解・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

令和2年4月7日に発出された「緊急事態宣言」に基づき、埼玉県が対象地域に指定されました。

さらに、令和2年4月16日には、緊急事態宣言が全国に発出されるとともに、埼玉県等については「特定警戒都道府県」に指定されたところです。

これを受け、現在、保育施設への登園自粛を依頼しているところですが、下記の期間において、保育施設への登園自粛強化（原則自宅保育）のお願いをさせていただきます。

つきましては、登園自粛強化期間中、保護者が医療関係業務に従事するなど、一定の要件に該当し、ご家庭での保育が困難な場合には、保育を実施いたしますので、利用を希望される場合には、令和2年4月22日（水）までに、在籍する保育施設に「保育利用届出書」を提出していただきますようお願いいたします。

様々なご事情がお有いかと思いますが、子どもやご家族の命を守るためにもご協力をお願いいたします。

記

1. 自粛強化期間

令和2年4月22日（水）から令和2年5月6日（水）まで

※ 本日から令和2年4月21日（火）までの間についても登園を自粛できる方は、ご協力をお願いいたします。

※ 今後の状況により、期間等を変更する場合があります。

2. 利用できる対象者（例）

- ① 医師、看護師、保健師等の医療関係に従事する保護者
- ② 高齢者施設、障害者施設、保育施設等の福祉施設に従事する保護者
- ③ 電力・ガス・上下水道等の社会インフラを支える職に従事する保護者
- ④ 食料品・生活必需物資の製造または販売に従事する保護者
- ⑤ 公共交通機関等の物流・運送サービスに従事する保護者

（裏面に続きます）

- ⑥ 警察、消防等の行政サービスに従事する保護者
- ⑦ 上記以外の職業の方で、勤務先の都合により休暇が取得できない保護者
- ⑧ ひとり親家庭など家庭での保育が困難な保護者

3. 利用方法

利用できる対象者に該当し、保育の利用を希望する場合は、令和2年4月22日（水）までに、在籍する保育施設に「保育利用届出書」を提出してください。

※期限内に提出できない場合は、各保育施設にご連絡ください。

4. 登園自粛に伴う保育料の取り扱いについて

4月及び5月6日までの保育料について、登園を自粛したことにより欠席となった場合、日割りによる還付（返金）をいたします。詳細につきましては後日ご案内いたします。

5. その他

- （1）登園にあたっては、登園前にご家庭で子どもの体温を測定し、発熱（37.5度以上）や咳などの呼吸器症状がある場合は、登園を避けてください。
- （2）発熱等の症状が見られたら、毎日検温し、記録してください。また、熱が下がってから24時間以上経過し、呼吸器症状が改善されるまでは、登園せずに家庭で様子を見てください。
- （3）ご利用の保育施設において、新型コロナウイルス感染症の陽性反応者が確認された場合は、保護者の皆様にご連絡しますので、速やかにお迎えにきていただくとともに、保健所等の指示に従ってくださるようお願いいたします。
- （4）現在、育児休業を取得されている保護者の方につきましては、復職日を緊急事態宣言が解除された日以降最初の1日が属する月の翌月末日まで期限を延長します。
（5月6日に緊急事態宣言が解除された場合は、6月末まで復職の期限を延長します。）
- （5）今後の状況によっては、保育施設の臨時休園（全部又は一部）を実施する場合もございますので、予めご了承ください。

【お問い合わせ】

八潮市子育て福祉部保育課

電話：048-996-2111

（内線314、480）

保育利用届出書

年 月 日

(宛先)

八潮市長

保育園名:

保護者名:

児童名:

(兄弟姉妹が同園の場合は連名でご記入ください。)

1. 登園が必要な理由(世帯全員が医療従事者、警察、消防その他社会機能の維持に必要な職種等
自宅保育が困難な場合のみ対象となります。)

保護者	理由(勤務の場合は職種・会社名も記入)

2. 登園希望日(登園希望日に丸印を付けてください。)

日	月	火	水	木	金	土
19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日
26日	27日	28日	29日	30日	5月1日	2日
3日	4日	5日	6日			